

国民健康保険制度の改正と国庫負担を計画的に復元  
することを求める意見書

国民健康保険は主に一次産業従事者や個人事業主、年金生活者などを被保険者としており、また前期高齢者や雇用の厳しい経済状況における非正規雇用の若者も多く含まれている。したがって、他の組合健保や共済組合と比べて加入者層が異なり、その所得額と保険料には大きな差がある。また、その財源は国、都道府県及び保険者の負担金及び被保険者の支払う保険料から成り立っている。

国は1984年から国庫負担金の引下げを行ったことにより自治体の負担が増加し、自治体の財政力の差により保険料も2～3倍と地域間格差も生じることとなった。

いずれにしても高額な保険料の負担は被保険者の生活を圧迫し、国民の命と健康を守る制度としては極めて脆弱な制度となっている。

よって、本市議会は、国民健康保険制度の安定的かつ健全な運営を図るための社会保障として存続させるため、早期に制度の改正と国庫負担を計画的に復元するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月21日

兵庫県南あわじ市議会議長 楠 和 廣

## 意見書提出先

◎衆議院議長 横路孝弘  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

◎参議院議長 平田健二  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

◎内閣総理大臣 野田佳彦  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

◎副総理大臣  
(行政改革担当 社会保障・税一体改革担当)  
岡田克也  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

◎厚生労働大臣 小宮山洋子  
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
中央合同庁舎5号館本館